**令和６年度**

**久喜市介護サービス事業所　集団指導資料**

≪目次≫

１　令和６年度末で経過措置期間を終了する

　　令和6年度介護報酬改定における改定事項について・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　運営推進会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３ 事故報告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　介護事業所等の指定申請等に係る電子申請・届出システムについて・・４

５　けあプロnaviくきの運用終了について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

久喜市　介護保険課

**１　令和６年度末で経過措置期間を終了する**

**令和６年度介護報酬改定における改定事項について**

令和６年度介護報酬改定において、下記に掲げる改定事項については、令和６年度末（令和７年３月３１日）までに経過措置が終了する予定となっております。各事業所におかれましては、運営基準等を満たしているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

**(１)業務継続計画未実施減算の導入**

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

上記２点を満たさなければ基本報酬が減算となる。

**(２) 重要事項等のウェブサイト掲示**

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内

での「書面掲示」を求めている。令和７年度からは「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

**(３)介護職員等処遇改善加算（新加算）の完全施行**

令和６年度末までの経過措置区分として設けられた新加算Ⅴ（１）～（１４）の区分が終了する。

新加算Ⅳ相当の加算額の２分の１以上を月給（基本給または決まって毎月支払われる手当）の改善に充てること。小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などを除き、経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金額が年額４４０万円以上であること。

その他、令和６年度中に要件を満たすと誓約した事業所は必ず体制等を整備すること。

**参考資料**

・介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html>

・介護職員の処遇改善：TOP・制度概要

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

**２　運営推進会議について**

久喜市条例において、地域密着型サービス事業所は次のとおり運営推進会議を実施することとしています。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、「介護・医療連携推進会議」

1. 新型コロナウイルスに伴う書面開催について

　令和２年２月２５日より、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、運営推進会議を書面で開催することを認めておりました。厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いを令和６年３月３１日をもって廃止とし、当市ではこの取り扱いを延長して実施していましたが、令和７年３月３１日をもって廃止とします。

　したがって、対面での運営推進会議の開催を再開させてください。

（２）開催頻度

|  |  |
| --- | --- |
| サービス | 回数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね６月に１回以上 |
| 地域密着型通所介護 | おおむね６月に１回以上 |
| 認知症対応型通所介護 | おおむね６月に１回以上 |
| 小規模多機能型居宅介護 | おおむね２月に１回以上 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | おおむね２月に１回以上 |
| 認知症対応型共同生活介護 | おおむね２月に１回以上 |

（３）参加者

　事業所において参加者を決定しますが、想定されているのは次の方です。会議の趣旨をよく説明し、参加を依頼してください。（必ずしも全員揃う必要はありません。）

・利用者、利用者の家族

・地域住民の代表者（区長・自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員、老人クラブの代表者、近隣住民など）

・市町村の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員

・当該サービスに知見を有する者

・地域の医療関係者（定期巡回の場合のみ）

（４）開催の周知方法等

郵送、メール、ＦＡＸ等で参加者に開催日・場所・内容等をお知らせし、当日までに会議で配布する資料を作成してください。所要時間は、１時間程度でお考えください。

⇒久喜市あてにメールやＦＡＸ等でお知らせいただく場合は本庁舎介護保険課へ、

　窓口にご持参いただく場合は最寄りの本庁舎介護保険課または各行政センターの福祉係までお願いします。

開催後は、議事録（会議の参加者、内容、意見などをまとめたもの）を作成し、市へ提出のうえ、事業所でも公表してください。

（５）内容

　サービスの提供状況の報告、それに対する参加者からの意見や要望・助言など。

⇒明確な規定はありませんが、利用者の人数や要介護度別の人数、職員の状況、実施しているイベントの様子や、訓練、研修、事故の報告などをしていただいています。

（６）個人情報の取扱いについて

　運営推進会議で配布する資料は、特に個人情報に注意して作成してください。また、市に提出していただく議事録等は、久喜市情報公開条例における公文書の開示の対象となることを、あらかじめご留意ください。

⇒公開の際は、個人が特定されないよう、個人名や顔写真を塗りつぶして提供しますが、

イニシャルでの表記にする、写真は必要なものだけにするなど配慮をお願いします。

**３　事故報告書の提出について**

　新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いの廃止に伴い、事故報告書の提出についても取り扱いを変更します。

**新型コロナウイルス感染症の陽性者の報告について**

これまで、陽性者が１名であっても事故報告書の提出を求めていましたが、令和７年度より下記の集団感染等が発生した場合に事故報告書を提出いただくよう変更します。

（集団感染の基準）

* 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が**1週間以内に2名以上**発生した場合
* 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上**発生した場合
* 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に**施設長が報告を必要と認めた**場合

**４　介護事業所等の指定申請等に係る**

**電子申請・届出システムについて**

1. 電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムとは、介護分野の文書に係る負担軽減の取り組みの一環として指定申

請等の手続きのオンライン化を行うものとして、厚生労働省が運用を開始し、令和７年度末までに全ての地方公共団体で利用を開始することが予定されているものです。

久喜市では、令和７年４月１日から介護サービス事業者からの指定等の申請について、電子申

請・届出サービスによる受付を開始します。なお、当面の間は従来通り紙媒体での提出も可能です。運用の詳細については、令和７年３月に市ホームページ等を通じて別途お知らせします。

[介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化（外部リンク）](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html)

1. システム利用にあたっての事前準備について
* 対応ブラウザについて

  MicrosoftEdge、Safari、Chrome（最新バージョン推奨）

* GビズIDの取得

電子申請・届出システムの利用に当たり、あらかじめ、”GビズID”の取得が必要です。
GビズIDを取得していない事業所は、GビズIDを作成する必要がありますので、以下のデジタル庁のホームページを参照しご準備いただきますよう、お願いします。
（GビズIDには”プライム”、”メンバー”、”エントリー”の3種類のアカウントがありますが、本システムで利用できるのは”プライム”及び”メンバー”のみですのでご注意ください。）
　また、GビズIDの取得に当たり、申請届出を事業所ではなく法人本社の統括部門で実施されている場合もありますことから、必要に応じて法人本社の統括部門等との御相談をお願いいたします。

[GビズID Home（外部リンク）](https://gbiz-id.go.jp/top/%22%20%5Ct%20%22_blank)

* 登記情報提供サービス

電子申請・届出システムの運用開始に伴い、新規指定申請などの際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データを添付していただくことが可能となりますので、同サービスの利用登録をお願いいたします。（取得した照会番号を指定権者へ連絡することをもって提出）。
　詳細については、以下のホームページを御確認ください。

[登記情報提供サービス（外部リンク）](https://www1.touki.or.jp/%22%20%5Ct%20%22_blank)

**５　けあプロnaviくきの運用終了について**

久喜市では、令和３年度からトーテックアメニティ株式会社に委託して「久喜市医療・介護・地域情報検索システム（けあプロnaviくき）」の運用を行ってまいりました。

しかしながら、令和６年度末に、トーテックアメニティ株式会社との委託契約が終了する予定となりましたことから、令和７年３月３１日をもって、「けあプロnaviくき」の運用が終了いたします。

このため、これまで「けあプロnaviくき」を通じて市内事業所に発信していた各種情報については、今後、電子メールを用いて発信いたします。

また、施設の空き状況・待機者数等については、必要に応じて久喜市から調査を依頼させていただく予定です。その際も、電子メールを利用して依頼させていただきますので、各事業所におかれましては、令和７年４月１日以降、久喜市から配信される電子メールにご留意くださいますようお願いします。

久喜市　介護保険課